

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）
床頭台等設置・運営事業者募集要項

令和7年10月
兵庫県立西宮病院

1 目 的

この要項は、兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）（以下「当センター」という。）において行政財産の使用許可を受け、入院患者の療養環境の向上を図るため、床頭台（テレビ、冷蔵庫、セーフティボックス等を含む）、洗濯機及び乾燥機（以下「床頭台等」という。）を設置・運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続き等について定めるものです。

2 当センターの概要（令和8年7月1月開院予定）

（1）所在地

兵庫県西宮市津門大塚町11番62号

（2）病院の規模

許可病床数＝552床 稼働病床数＝502床

診療科＝35科

参考：県立西宮病院の状況（令和6年度実績）

延入院患者数 111,792人

1日平均入院患者数 306人

稼働率 76.6%

3 設置物件

（1）床頭台等

種 別	数 量	設置場所	摘 要
床頭台 (付属設備付き)	472 台 (予備機も数台準備すること)	病 室 (274 室)	うち特別病室の2台の 患者利用料は無料

※ 床頭台の付属設備は、テレビ、冷蔵庫、セーフティボックスとします。

※ 床頭台の設置場所は、別紙配置病床一覧のとおり。

※ 開院時休床病床(50 床)が本稼働する際、当センターが希望する病床に床頭台等を追加で設置すること。

※ 特別病室に設置する2台については、本要項に示す仕様とは異なる特別仕様の床頭台を製作し設置すること。仕様等については運営事業者と協議のうえ決定する。

（2）洗濯機及び乾燥機

	種 別	数 量	設置場所	摘 要
1	洗濯機	5 台	8階病棟および 9階病棟の 指定のスペース ※別紙図面参照	洗濯機の上に乾燥機を配置又は 洗濯乾燥機一体式とします。 ※洗濯パンサイズ内寸 588mm×588mm
2	乾燥機	5 台		

4 設置物件に係る費用負担

（1）テレビ設置工事費等

① テレビ受信のために要する一切の費用は、すべて運営事業者の負担とします。

② 建物屋上における地上デジタルテレビを受信するためのアンテナ、ブースター、各所におけるテレビ端子については整備済です。

(2) 洗濯機等設置工事

洗濯機等の搬入・設置に要する費用は、すべて運営事業者の負担とします。

(3) 電気料金等

床頭台等の設置運営に係る電気料金、上下水道料金は、すべて運営事業者の負担とします。

(4) 放送受信契約及び放送受信料の支払い

- ① 日本放送協会（以下、「NHK」という。）との受信契約は運営事業者名で行い、その契約に基づき遅滞なく放送受信料を支払ってください。
- ② システム設置の1ヶ月前までにNHKとの受信契約の写しを当センターに提出してください。

(5) 床頭台等の撤去費用

許可期間終了時、運営事業者が設置した床頭台等の撤去・廃棄は、すべて運営事業者の負担と責任において行ってください。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす者に限り、応募することができます。

(1) 事業実績のある者

当センターと同程度の規模の病院において、床頭台等の健全な運営事業を公募開始日の前日までの過去3年以上継続して、健全な経営を行っている者であること。

(2) 実行力のある者

本要項に定める条件を充足し、床頭台等の運営事業を円滑に実行できる資力、信用及び能力を備えている者であること。

(3) 欠格要件に該当しない者

次の①から⑤に掲げるいずれの項目にも該当しない者であること。

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

(4) 「資金決済に関する法律」第5条及び第7条に基づき、自家型発行者の届出を内閣総理大臣に提出し受理された者、もしくは第3者型発行者として内閣総理大臣の登録を受けた者であること。（登録証明書を提出。）

6 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日までの2年9ヶ月とします。

なお、当該許可期間内に許可条件の遵守及び良好なサービスの提供が行われ、床頭台等の運営に特段の問題を生じなかった場合、当初の許可条件を変更しないことを前提とし、引き続く3年間を限度として使用許可を更新することができるものとします。

(2) 使用料

① 基本使用料

ア 申込窓口部分（参考：1㎡≒55,000円／年）

※ 申込窓口の設置場所については、運営事業者と協議のうえ決定します。

※ 基本使用料は、病院敷地と建物に係る使用料ですが、現在当センターは建設中であり、算定根拠となる建築費等が確定していません。このため、今後使用料が増減する可能性がありますので、ご承知おきください。

イ 床頭台・洗濯機・乾燥機

ア) 専用面積が0.4㎡未満のもの・・・年額 4,210円／台

イ) 専用面積が0.4㎡～0.7㎡未満・・・年額 7,350円／台

ウ) 専用面積が0.7㎡～1.0㎡未満・・・年額 10,810円／台

エ) 専用面積が1.0㎡～2.0㎡・・・年額 14,010円／台

※基本使用料は、病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める建築使用料に基づく、床頭台等の設置スペースの面積に応じた使用料です。

なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を基本使用料とします。

② 売上提案に係る使用料

前号に記載の基本使用料に加え、床頭台等に係る月間売上実績額に、運営事業者が企画提案書に示す一定の率（歩合）を乗じた額（売上実績に応じた加算使用料）とします。

③ 使用料の納付

ア 基本使用料の納付は年度当初とし、当センターが指定する方法により納付してください。

イ 売上提案に係る使用料の納付については、年間売上実績額の精算（確定）後に提案手数料を乗じた額を納付していただきます。

7 運営条件（要求水準）

企画提案者の提案は、企画提案書（様式第3号）に従い提案内容の記載を求めますが、当センターの求める運営条件（要求水準）は次の事項を基本とし、床頭台等の設置により、病棟運営に支障が生じないように、企画提案に際し③～⑤については特に留意願います。

(1) 管理運営関係

- ① 床頭台等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ② 毎月初旬に、前月分の売上実績額等、当センターが求める定期報告を行うこと。
- ③ 床頭台等の故障・不具合（セーフティボックスのカードキー紛失時含む）に迅速に対応できる保守管理体制を整備すること。
- ④ 床頭台等は定期的に点検、消毒その他のメンテナンスを行うこと。特に、利用

者の退院時には必ず点検及び消毒等必要な措置を行い、予定外の退院や清拭が急遽必要となった場合にも対応できること。

- ⑤ 利用者からの苦情には的確かつ迅速に対応すること。
- ⑥ 床頭台等に緊急時の連絡先が明示されていること。
- ⑦ 床頭台等の使用に際しての安全・安心に十分配慮されていること。
- ⑧ 床頭台等の操作方法について、できるだけ分かりやすい説明書等が添付されていること。
- ⑨ 病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
- ⑩ その他、当センターが指示した場合は、速やかに対応すること。

(2) 物件関係

① 共通事項

- ア 床頭台等については、ユニバーサルデザインに配慮したものを導入すること。
- イ 故障時等の連絡先を明記したシール等を、利用者の見やすい部分に貼付すること。
- ウ テレビ・冷蔵庫の電源の制御は、キースイッチ方式とする。
- エ テレビ・冷蔵庫の利用料金の支払いは日額制方式とし、当センターが指定する場所に申込窓口を設置し、従業員を配置すること。申込受付時間や申込方法、電源管理の方法等日額制方式の運用については提案すること。なお、窓口に必要な机、椅子等の備品・消耗備品は、運営事業者において準備すること。
- オ テレビ・冷蔵庫の料金プランは、1日あたり500円程度とすること。
- カ 利用者と運営事業者が契約を行い、契約どおりに運営事業者が利用者に提供料金を請求すること。料金収納や未納者への対応については運営事業者が実施するものとし、当センターは関与しない。なお、収納方法については、利用者の利便性に配慮し、コンビニ、郵便局、クレジットカード、QRコード決済等に対応すること。

② 床頭台本体

- ア 利用料金は全台とも無料とすること。
- イ 木製で W500 mm×D650 mm×H1,700mm 程度の外寸とする。
- ウ 地震対策等、転倒防止に十分配慮されていること。
- エ 角に丸みを持たせるなど、安全面に十分配慮されていること。
- オ 抗菌性、耐熱、耐水及び耐久性に優れた素材とし、VOC（揮発性有機化合物）対策を考慮した仕様とすること。
- カ キャスター付き（ストッパー付き）で、病室間の移動が容易に行えるよう十分に配慮されたものであり、手元または足元でロック及びロック解除ができること。なお、足元ロックの場合は免震機能を備えていること。
- キ ストッパー付スライドテーブル（テーブル面の高さは床面より 750mm 程度）や、上部に荷物が置ける観音扉付の収納があること。なお、上部収納スペースの前面と両側面には、W500mm×H100mm 程度のマグネットボードを設置すること。
- ク タオル掛け（左右1カ所ずつ）を有すること。
- ケ キースイッチとUSBポート付きコンセント（コンセント2口、USBポート1口）はテレビ格納部分の背板面に配置し利用申込の有無に関わらず使用できること。

サ 背面部にワードローブ収納スペースを設け両側から取り出せるよう両側面に扉を取り付けること。また、収納スペース下部に履き物などを収納できるスペースを設けること。

シ 天吊り式テレビアーム(左右に吊元が移動)を取付け、角度調整ができること。

ス テレビ画面を上向きに格納でき、床頭台にドリンクやティッシュ等があってもテレビが格納できること。

③ テレビ

ア 国内で一般的に普及している 19 型程度の機種(家電量販店等販売)とする。

イ 地上・BS デジタルチューナー内蔵していること。

ウ リモコンはワイヤレスで、高齢者でも使い易いボタンの大きさや数が工夫された仕様とし、且つ抗菌規格を取得したリモコンとすること。

エ 他のテレビとリモコンが干渉しないような対策が施されていること。

オ イヤホンによる視聴が可能なこと(利用者持込イヤホンでも視聴可能なこと。)

カ B-CAS カードの盗難防止の対策をとること。

キ BS 放送受信時の、受信契約督促テロップを消去すること。

ク TV フレームは抗菌規格を取得した仕様とすること。

ケ USB ポート、SD カードスロットを有すること。

④ 冷蔵庫

ア 日本国内メーカー製の引出式のものとし、床頭台下部に設置すること。

イ 容量 20ℓ以上のペルチェ式電子型とし、2ℓのペットボトルが 2 本以上収納できること。

ウ 5℃±2℃以上の冷却性能をメーカーが保証する製品とすること。

エ 抗菌仕様であり、抗菌認定を取得しているものとすること。

オ 環境配慮として、全部品にフロン・代替フロンを使用していない製品とすること。

カ 庫内灯を有しており、内部が見えやすいこと。

キ 閉め忘れ防止機能(オートクローズ機能)を備えていること。

ク 通電中であることが分かるランプ等が前面に設置されていること。

ケ 設置実績の中で、発火・発煙・異臭若しくはその疑いがある製品は不可とする。

⑤ セーフティボックス

ア 利用料金は全台とも無料とすること。

イ 床頭台引出しに開閉状態が色で識別可能なビースライド錠を備えていること。

ウ カードキーには非磁性体のコイルバンドを付属すること。

エ カードキーは複製できないものとし、利用者がカードキーを紛失した際は、マスターキーで解錠し、新たなカードキーを早急に提供すること。

オ 盗難防止機能を備えていること。

⑥ 洗濯機

ア 洗濯容量は 4.5 kg 以上であること。

イ 省エネ・節水・低騒音であること。

ウ 全自動式であること。

エ 清潔が保てるものであること。

オ 使いやすい簡易な操作パネルであること。

カ 利用料金は 200 円程度とすること。

キ 硬貨式以外の精算方法があれば提案すること。

⑦ 乾燥機

ア 洗濯機の容量に見合ったものであること。

イ 省エネ・低騒音であること。

ウ 電気式全自動であること。

エ フィルターの清掃を定期的に行なうこと。

オ 洗濯物が痛まないものであること。

カ 使いやすい簡易な操作パネルであること。

キ 利用料金は100円程度とすること。

ク 硬貨式以外の精算方法があれば提案すること。

⑧ 入院案内放送システム

ア テレビ・冷蔵庫の利用申込の有無に関わらず、入院案内放送の無料視聴が可能とすること。

イ 入院案内放送用の素材を作成すること。作成にあたっては、当センターの意見を十分に取り入れ、内容に変更等が生じた場合は、柔軟に対応すること。

8 応募申込み手続き

(1) 提出書類 (①から⑥は各1部、⑦⑧は9部 (正本1部、副本8部))

①参加申込書 (様式第1号)

②欠格要件なきことの誓約書 (様式第2号)

③令和6年度納税証明書 (県税にかかるもの)

④消費税及び地方消費税にかかる納税証明書

⑤発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本 (法人の場合のみ必要)

⑥発行後3ヶ月以内の身分証明書 (「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」)
(個人の場合のみ必要)

⑦企画提案書 (様式第3号)

⑧その他参考資料 (必要に応じ)

(2) 書類の提出期間

① 参加申込書令和7年10月6日 (月) から10月21日 (火) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の、毎日午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

② 企画提案書等

令和7年10月23日 (木) から11月7日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く) の、毎日午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く)。

※いずれも郵送の場合は必着とします。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

③ プレゼンテーションの実施

必要に応じて、企画書の提案者によるプレゼンテーションを実施します。

詳細については、別途通知します。

(3) 質問書の提出

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第4号の質問

書により直接持参するか、FAX又は郵便により提出してください。

提出期間 令和7年10月7日（火）から10月14日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

回 答 令和7年10月20日（月）までに、参加申込者全員にメールにて行う。

（4）提出先

〒662-0918

兵庫県西宮市六湛寺町 13-9 兵庫県立西宮病院 総務部総務課

電 話 0798-34-5151（内線 3214）

ファクシミリ 0798-23-4594

9 企画提案書作成上の注意

- （1）企画提案書はA4版とします。
- （2）分かりやすく簡潔に記載してください。
- （3）提案に係る床頭台等の物件もしくは類似品のパンフレットを添付してください。
その他の添付書類は必要最小限のものとしてください。
- （4）企画提案書は返却しません。
- （5）企画提案書や必要書類の作成、提出に係る一切の費用は、企画提案者の負担とします。
- （6）企画提案者から提出された企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者選定のための評価、手続きに使用すること以外に、企画提案者の承諾を得ずしては使用しないものとします。

10 企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から提出された企画提案書等の内容を審査し評価したうえで、企画提案者の中から最も優れた運営事業者を選定します。

（1）決定方法等

兵庫県立西宮病院に設置する審査委員会で総合的に評価したうえで、最も優れた企画提案者を運営事業者に内定（以下「内定運営事業者」という。）します。

ただし、本項（5）により、当該内定運営事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たな内定運営事業者とします。

（2）審査結果の通知

審査結果は企画提案者全員に、令和7年11月28日（金）までに当院長から書面で通知します。

（3）非選定理由の開示請求

内定運営事業者に選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

（4）行政財産使用許可申請の手続き

内定運営事業者は、当院が指定する期日までに行政財産目的外使用許可の申請書類を当院総務部総務課に提出してください。

（5）内定運営事業者の取消し

次の場合には、運営事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、本項（4）に記載する期日までに行政財産使用許可の申請書

を提出しなかったとき。

- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定運営事業者の諸般の事情の変化により企画提案した床頭台等の運営が確実に履行できないと当院が判断したとき。
- ③ NHKの受信料未払い、又は、著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。